

愛知県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 愛知県犯罪被害者等再提訴費用助成金(以下「助成金」という。)は、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号)(以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷または疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐、人身売買(殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。)の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- (7) 再提訴 犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにもかかわらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前に再度損害賠償請求訴訟を提起することをいう。
- (8) 再提訴費用 再提訴に要する費用のうち、再提訴の際に裁判所に対し支払う費用とし、その額は民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)の規定に基づき、算出した額をいう。

(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、前条第8号に定める額とする。

2 助成の回数は、一の損害賠償請求につき、1回の再提訴を限度とする。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りではない。

3 助成金の額は、一の損害賠償請求につき、33万円の再提訴費用を上限とする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 犯罪行為により死亡、重傷病又は精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求について、再提訴をした者

(2) 再提訴をした日において県内に住所を有している者

(助成金を交付しないことができる場合)

第5条 知事は、次の各号に掲げる場合は、助成金を交付しないことができる。

(1) 助成対象費用について、国、他の地方公共団体その他の者から助成を受けたとき。

(2) 犯罪被害者又は第1順位遺族（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）で規定する第1順位遺族）と加害者との間に親族関係がある場合（ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。）

(3) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(4) 犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

(5) 前四号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から判断して助成金を交付することが社会通念上適切でないとき。

(助成金の交付申請)

第6条 申請者は、愛知県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、知事が認める場合は、書類の一部を省略し、又は他の書類で代替することができるものとする。

なお、規則第13条に定める実績報告は、本条に定める書類をもって代えるものと

する。

(1) 犯罪行為により死亡したことに對する損害賠償請求の再提訴について助成を受けようとする場合

ア 損害賠償請求権を得た当初の判決書（全文）の写し

イ 前記アの損害賠償請求権に係る刑事事件の判決書の写し

ウ 再提訴の判決書（全文）の写し

エ 申請者が、再提訴をした日において県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

オ 助成対象費用の額を証する領収証その他の支払費用の内容を証明することができる書類

カ その他、知事が必要と認める書類

(2) 犯罪行為により重傷病又は精神疾患を負ったことに對する損害賠償請求の再提訴について助成を受けようとする場合

ア 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書

診断書には、受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。精神疾患については、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記すること。

イ 前号アからカに掲げる書類

(申請期限)

第7条 前条の規定による申請は、再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から5年が経過したときはすることができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(助成の決定)

第8条 知事は、第6条の規定による申請があった場合は、審査を行った後、助成金を交付する旨又は交付しない旨の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに、愛知県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付決定通知書（様式第2号）又は愛知県犯罪被害者等再提訴費用助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項に規定する助成金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、知事は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

(助成金の請求)

第9条 前条に規定する通知により助成金の交付決定を受けた者は、愛知県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付請求書（様式第4号）により、知事に当該助成金の交付を請求するものとする。

(決定の取り消し)

第10条 知事は、助成金の交付決定を受けた者が当該交付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 知事は、助成金を交付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第11条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の交付を受けた者は知事が定める日までに助成金を返還しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者が、助成金を交付された後に、加害者から助成対象費用の弁償を受けたときは、愛知県犯罪被害者等再提訴費用弁償報告書（様式第5号）により知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の報告を受けたときは、助成金を返還させるものとする。

(個人情報の収集及び提供)

第12条 知事は、助成金の交付を行うに当たり必要な範囲内において、愛知県個人情報保護条例第6条第3項及び第7条第2項の規定により警察等関係機関から個人情報を収集し、提供を受けるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に再提訴を行った場合に適用する。